

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則及び地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月23日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第8号

佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則及び地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則（佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正）

第1条 佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和55年佐賀県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（事業実施報告等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の場合において、借受者が法人格のない団体であるときは、事業実施報告書に個人別内訳を明記し、かつ、各個人の確認印を押印するものとする。</p> <p>（事務の委託）</p> <p>第13条 知事は、法第13条の規定により、沿岸漁業改善資金の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務を佐賀県信用漁業協同組合連合会（以下「連合会」という。）に委託することがある。</p>	<p>（事業実施報告等）</p> <p>第8条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の場合において、借受者が法人格のない団体であるときは、事業実施報告書に個人別内訳を明記するものとする。</p> <p>（事務の委託）</p> <p>第13条 知事は、法第13条の規定により、沿岸漁業改善資金の貸付けに係る債権についての保全及び取立てに関する事務を九州信用漁業協同組合連合会（以下「連合会」という。）に委託することがある。</p>

（地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例施行規則の一部改正）

第2条 地すべり等危険地域における住宅移転の助成に関する条例施行規則（昭和49年佐賀県規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（融資機関）</p> <p>第4条 条例第2条第4項の規則で定める金融機関は、次のとおり</p>	<p>（融資機関）</p> <p>第4条 条例第2条第4項の規則で定める金融機関は、次のとおり</p>

改正前	改正後
とする。 (1)～(3) 略 (4) <u>佐賀県信用漁業協同組合連合会</u> (5)～(8) 略	とする。 (1)～(3) 略 (4) <u>九州信用漁業協同組合連合会</u> (5)～(8) 略

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則第8条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。